

随意契約理由書

本工事は、和泉市国分町にある光明池集水路地区において、過去法面崩落により被災を受けた電気通信設備（遠隔監視設備）の復旧工事を行うものであり、早急に復旧し安全を確保する必要がある。

当初、条件付一般競争入札により令和7年6月4日に入札公告を行い、同年7月1日に開札を実施したところ、応札者1者が予定価格超過であり、同月4日に再度開札を行ったが、応札者1者が予定価格超過となり取りやめとなった。

また、本工事はプラント電気通信設備工事であるため、参加条件緩和や積算の見直しが困難である。

以上により、大阪府随意契約ガイドラインの「再度の入札に付し落札者がいないとき」に該当することから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うものである。

なお、見積徴収は応札の可能性がある業者（本入札で応札のあった業者及び昨年度同種の電気通信工事において入札実績のあった業者、近3か年の都市整備部発注の遠方監視設備工事において入札実績のあった業者）を対象とする。